

平成30年第4回高梁市教育委員会（定例）会議録

1. 招集 平成30年4月24日 午前10時00分
2. 開会 平成30年4月24日 午前10時00分
3. 閉会 平成30年4月24日 午後0時02分
4. 会議の種別 定例会（第1回）
5. 会議の場所 高梁市役所 4階会議室1・2
6. 出席、欠席した委員の番号及び氏名

議席番号	氏名	出欠の別	備考
1	吉川昭	出席	
2	山内廣子	出席	
3	川上はる江	出席	
4	和久野慶子	出席	

7. 説明のため会議に出席を求められた者の職氏名

職名	氏名	備考

8. 会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	備考
教育長	小田幸伸	
教育次長	大場基成	
参与	田村啓介	
教育総務課長	大福克志	
学校教育課長	石原洋重	
社会教育課長	渡辺丈夫	
スポーツ振興課長	川上啓二	
文化センター所長代理	原田貴子	
教育総務課総務係長	村上靖恵	

9. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案番号	件名	結果
報告第 4 号	平成 30 年度教育予算について	承認
報告第 5 号	平成 30 年度教育行政重点施策について	承認
報告第 6 号	高梁市天然記念物臥牛山のサル生息地保護管理委員会委員の委嘱及び任命について	承認
議案第 22 号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第 23 号	高梁市指定文化財の解除について	可決
議案第 24 号	高梁市人権教育推進委員会委員の委嘱について	可決
議案第 25 号	高梁市公民館運営審議会委員の委嘱について	可決
議案第 26 号	高梁市地域学校協働活動推進員の委嘱について	可決

10. 会議録署名委員の番号及び氏名

第3番 川上 はる江

第4番 和久野 慶子

11. 議事の内容

別紙会議議事要録のとおり

第4回教育委員会（定例）会議議事要録

1. 開会

教育長あいさつ

平成30年度がスタートした。学校関係では先般、校長会を開催し、次の3点をお願いした。

まず校長の役割。校長の役割は方向性を示し、目標を設定し、学校のあるべき姿を共有させることである。少なくとも職員には、できれば児童生徒や保護者にも、学校の経営方針、方向性が理解できるようにしてほしい。難しい内容を示して、結局何もできなかつたということにならないよう、内容をシンプルに示し、全員でその内容を共有し一丸となって取り組んでほしい。

次に職員の服務管理。服務管理無くして学校運営はない。ときに職員の服務を緩くして学校運営をしている校長も見受けられるが、そのことは結果として、学校が一丸となって子どもの教育に当たることができないといった問題や、職員一人ひとりの成長を妨げることにもつながる。ただし、地方公務員法に定める義務や禁止事項のみを指導するのではなく、公務員としての権利や休暇、労働安全衛生法に定める職員の健康と安全といったことも全て含めて服務管理であるので、そちらもしっかりと指導してほしい。そのバランスを取ることのできる校長が良きリーダーとなる。

最後にスケジュール管理。学校はあまりスケジュール管理ができずに、何か理由づけして結局できなかったということが非常に多く、これは校長のミスである。しっかりとスケジュール管理をしていけば一定の成果は出てくるので、それを基にして次に積み上げていけばよい。スケジュール管理はマネジメントの非常に重要な部分である。以上、3点についてお願いしたところである。

このほか、業務改善についても、職員の健康管理、また子どもと向き合う時間の確保や限られた時間で仕事に取り組むという人材育成の両面から進めていってほしいとお願いした。

先日、高梁市立学校再編推進審議会の答申をまとめ、校長会でも配布したところであるが、校長や職員がそれに無関心であってはいけない。しっかりと内容を読み込んで、PTAや地域からの声に対しては、ある程度の内容的なことを答えたり相談に乗ったりできるのが学校教育者であるということ。また、そういう情報があれば早めに教育委員会との情報共有を図り、教育委員会においても早めに対応したいと話した。

運動部活動について、議会でも多くの質問があったが、学校再編推進審議会で7地区を回った際にも部活動についてたくさんの意見があった。一つは運動部活動の種類を増やしてほしいということ。もう一つは文化部もほしいということ。それに加えて、中学生の体力等がかなり低下している状況にあるといったこと。スポーツ庁において部活動に関するガイドラインが策定され、現在、スポーツ振興課においてもスポーツ推進計画を策定中である。その辺りも含め、審議会とは言わないまでも、校長や中体連、地域のスポーツ関係者や学識経験者、あるいはPTA等に入っていたり、部活動や体力づくりなど地域と一緒に取り組んでいかなければ、今後取り組みが難しい状況になってくると思われる所以、高梁版のガイドライン的なものができないかと考えている。まだ具体ではないが、計画していく必要性について示唆したところである。

次に学力調査であるが、順位や正答率のみを気にするのではなく、結果をしっかりと分析して学校の在り方を考えるとか、学力調査に向けてしっかりと練習するとか、せっかく学力調査をするのだから、これを利用して学力を上げることを考えていってほしいとお願いしている。

また、一貫教育については、本気で取り組んでいきたいので、皆さん一緒にやっていこうとお願いしたところである。

教育委員会事務局に目を向けると、成羽複合施設の建設、吹屋小学校の修復、一貫教育、ふるさと学習、ICTの導入、シャルムスタジアムの運営、文化会館や文化交流館の在り方、方谷記念館の設置、スポーツ推進計画の策定、学校給食センターの在り方、グラウンドゴルフ場の建設など、大きな

課題が自白押しである。こうしたものについて、今後、教育委員会でも話題とさせていただくし、総合教育会議でも同様に議論をいただき、よい方向に向けていくことができれば思っている。今年度もよろしくお願ひする。

2. 前回教育委員会の報告

教育長	前回の教育委員会での申し合わせのとおり、会議録案を事前に各委員に送付し内容を確認いただきおくこととしたが、前回の報告に対する質問、意見等はあるか。 なければ承認の挙手を願いたい。 (全員挙手)
教育長	前回の会議録は、承認する。

3. 教育長の報告

(1) 学校統廃合関係

3月23日	学校再編推進審議会 答申
-------	--------------

(2) 議会関係

3月14日	本会議（一般質問）
3月15日	本会議（一般質問）
3月16日	本会議（一般質問）
3月19日	本会議
3月22日	議会常任委員会（総務文教委員会）
3月27日	本会議

(3) 行事等

3月16日	県費教職員内示
3月18日	高梁高等学校スプリングコンサート
3月20日	県費管理職内示
3月22日	吉備国際大学卒業式
3月23日	シャルムランドセルカバー贈呈式
3月26日	定期監査報告
3月26日	重要無形民俗文化財松山踊り 県指定報告
3月26日	交通安全対策協議会本部会議
3月30日	退職者等辞令交付式等
4月2日	人事異動辞令交付式等
4月3日	吉備国際大学入学式
4月4日	春の交通安全県民運動出発式

4月7日	高梁日新高等学校入学式
4月7日	備中たかはし町家通りの雛まつり
4月9日	交通事故死ゼロを目指す日・交通安全啓発イベント
4月9日	入学式(川上小学校)
4月10日	交通安全街頭査察(ぴかぴか1年生見守り活動)
4月10日	入学式(高梁中学校、松山高等学校)
4月11日	入園式(高梁南幼稚園)
4月12日	高梁北婦人会総会
4月12日	シーガルズ報告会
4月15日	シャルム公式戦スタート(除幕式・感謝状贈呈式)
4月16日	高梁長寿会総会
4月16日	校園長会
4月17日	総合戦略推進本部会議
4月17日	行財政改革推進本部会議
4月19日	スポーツ推進委員会総会
4月20日	高梁南婦人会総会
4月20日	高梁市文化協会総会
4月21日	西山風致園除幕式等
4月23日	高梁・新見地区教科書採択協議会
4月24日	2018 山陽新聞社杯備北ブロックGG交歓大会

4. 議事

委員 教育長	<p>報告第4号「平成30年度教育予算について」は、予算概要説明、予算概要、主要事業一覧、予算概要データ編に沿って教育次長より説明。</p> <p>30年度主要事業の「多様な交流活動の推進」の中で、国際教育交流事業の新規事業としてフランス・アンペール高校と市内高校との交流があり、以前、市長がフランスと交流したい旨を話されていた記憶はあるが、交流先がフランスとなった経緯をご存知であれば教えていただきたい。</p> <p>フランスの総領事館におられた岡山県出身の職員の方から、フランスの日本語科のある高校、それが今回のアンペール高校であるが、日本との交流の意向があると紹介いただいた。昨年、市長が別の公務で現地を訪れた際にアンペール高校や関係者の方とお会いして話を聞く中で、英語圏に限らずさまざまな文化の地域と交流することは非常によいことであるとの思いを持たれた。私も昨年、国際姉妹都市であるアメリカ・トロイ市を訪問させていただいたが、1週間ほどの滞在で英語力が上がるわけではなく、異文化に触れることで刺激を受けたり、視野が広がったりすることの方が、子どもたちの経験として語学を学ぶことだけよりもはるかに大きいのではないかと感じた。外国との交流というと英語圏となることが多いが、今回は紹介や現地訪問といった経緯もあって、ヨーロッパのフランスとの交流に至っている。</p> <p>高校ではフランス語を習っていないが、相手校が日本語科の生徒なので日本語で交流をしていく。それで日本の生徒がフランスに行けば現地の文化に触れる、フランスの生徒が日本に来た際には日本の文化に触れてもらう。語学だけではない相互</p>
-----------	---

	<p>交流を図つていこうという流れである。</p> <p>高梁高校が高梁城南高校が交流されることになるかと思うが、まずは受け入れからになるのではないか。市長も5月下旬に渡仏され、相手との詳細も詰める予定であるし、もちろん市内高校との協議も進めているところである。ただ、高梁高校はオーストラリアの高校との姉妹校縁組を結ばれており、同時交流は少し大変であるとの思いもあるようなので、いろいろと調整が必要になるかと思う。</p>
委員	<p>文部科学省や民間の派遣で海外の学校を訪問する際には、前もって相手先の教育制度のこういうところが日本の教育制度のプラスになるだろう、だからここを選んでいるといった説明を受けていた。例えば、ヨーロッパの国は個に対する支援が手厚いだとか、中国であれば国策として先生方が国の未来を拓くために教育しているという意識が強いとか、シンガポールであればＩＣＴをメインにして進めているが同時に環境教育も大切にしているとか、何を目的としてそこへ視察に行くのかという事前の説明があるので、自分たちもそうした内容を踏まえた上で視察ができた。</p> <p>高梁市がトロイ市との交流も行っている中、目的がはっきりしないまま今回の交流を進めていってはいけないという思いがある。異文化を知ることは大切だが、いろいろな異文化が日本の周りにはあるわけで、個人的には中国やシンガポールといった国々を見て、日本にとって特に近隣のアジアの国々は大切であると感じている。</p> <p>皆さんの税金を使って事業を行う以上はプラスにしていかなければならぬのであって、そのためには交流の目的や趣旨、理念といったものがしっかりとしていないといけない。そこで、今回なぜフランスなのかということをお伺いした。</p> <p>目的が英語圏に限らず異文化を吸収するためということで、ある程度の理解はしたところであるが、実りのあるものにしていただきたいと思う。</p>
教育長	他に何か質問等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	報告第4号は、承認する。
	報告第5号「平成30年度教育行政重点施策について」は、平成30年度教育行政重点施策に沿って各課所長が新規事業、拡充事業を中心に説明。
教育長	何か質問、意見はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	報告第5号は、承認する。
	報告第6号「高梁市天然記念物臥牛山のサル生息地保護管理委員会の委嘱及び任命について」は、報告に沿って事務局より説明。
教育長	規程では委員は15人以内となっているが、現在の委員数は5人である。この委員会は、天然記念物であるサルをどう守っていくかということと、食害などのさまざまな被害をどう防ぐかということのバランスが非常に難しく、高度な判断が必要となるため、少数でしっかりと論議いただくという形を取らせていただいているものである。
委員 社会教育課長	委嘱に関しては特にないが、会議の開催状況や被害状況など教えていただきたい。 昨年度は会議が開催できていない。調整を重ねたが、委員の皆さんとの日程が合わず開催に至らなかった。委員の了承を得て、社会教育課で年間の動きを整理した文書を各委員に送付させていただくことで会議に替えさせていただいた。 また、地区で実際に被害に対応していただく現地対策要員やサルの管理人等の会議については、年に1回程度ではあるが開催し、現場の実態等を把握しながら対応している。 被害については、大根1本、ピーマン1房といったものも多く、数字としての被害額は集計できていない。国へ要望できるほどの被害額にはならないのが実態である。しかしながら、実際に耕地で作物を耕作されている方にとっては深刻な被害があるので、管理人がちょっとしたことでも話を聞かせていただくといったことから対応させていただいているところである。
教育長	最近、太陽光発電で高さのある電気柵を導入したところ、ある程度の効果も現れ

教育長	ているようで、被害の面に関しては減少に向けて前進しているというところもある。他に何か質問等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手) 報告第6号は、承認する。
教育長	議案第22号「専決処分の承認を求めるについて」専決第4号「区域外就学の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。 関連があるので、次の専決第5号についても説明を願う。
教育長 委員 教育長	議案第22号「専決処分の承認を求めるについて」専決第5号「区域外就学の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。 ただ今の説明について、何か質問等はあるか。 専決第8号と専決第9号も関連があるので、引き続き説明されてはどうか。 それでは、専決第8号、専決第9号についても説明を願う。
教育長	議案第22号「専決処分の承認を求めるについて」専決第8号「区域外就学の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	議案第22号「専決処分の承認を求めるについて」専決第9号「区域外就学の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	4件の専決処分について、何か質問等はあるか。なければ以上4件の承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	専決第4号、専決第5号、専決第8号、専決第9号は承認する。
教育長	議案第22号「専決処分の承認を求めるについて」専決第6号「高梁市市費負担教員の任用等に関する規則の一部を改正する規則」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	ただ今の説明について、何か質問等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	専決第6号は、承認する。
教育長	議案第22号「専決処分の承認を求めるについて」専決第7号「高梁市公民館主事の任命について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	専決第7号は、承認する。
教育長	議案第22号「専決処分の承認を求めるについて」専決第10号「高梁市教育支援委員会委員の委嘱等について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	専決第10号は、承認する。
教育長	議案第22号「専決処分の承認を求めるについて」専決第11号「高梁市結核対策委員会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。

	(全員挙手) 専決第11号は、承認する。
教育長	議案第22号「専決処分の承認を求ることについて」専決第12号「高梁市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
委員	先般の高梁市スポーツ推進委員協議会で会長の交代があったと思うが、こちらは前任の方が引き続き務められるということか。
スポーツ振興課長	人事異動に伴うものについては専決処分させていただいたが、スポーツ推進委員協議会の総会が4月19日の開催であったため、今回の教育委員会には議案提出が間に合わなかった。婦人協議会の総会もこれから開催であるので、各種団体については整理させていただいた上で、次回の教育委員会に提出させていただきたい。
教育長	各種団体については、その団体の総会が終わってみないと判明しないことがあるので、ご理解いただきたい。
教育長	他に何か質問等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	専決第12号は、承認する。 以上をもって、議案第22号は、承認する。
教育長	議案第23号「高梁市指定文化財の解除について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	解除といってもこれはめでたいことで、市と県の両方の指定はできないということとで上位を優先するものである。 何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手) 議案第23号は、可決する。
教育長	議案第24号「高梁市人権教育推進委員会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第24号は、可決する。
教育長	議案第25号「高梁市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第25号は、可決する。
委員	議案第26号「高梁市地域学校協働活動推進員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
社会教育課長	推進員が2人となっている学校区があるが、その人数というのはそれぞれの地域に任せたということか。 要綱では、各学校区で原則1人としているが、地域の実情により人数については変更可能としている。地域から2人で推薦のあったものについては、そのままの人数で提案させていただいた。
委員 社会教育課長	要綱では、トータルの人数に上限はないということでよいのか。 各学校区1人を原則とすると定めているのみであるので、上限はない。
委員 社会教育課長	本当は2人としたかったが原則1人であるので1人だけ推薦して、蓋を開けると2人の学校区があるではないかといった問題が起こる心配はないのか。
社会教育課長	それぞれの地域で話し合いをさせていただいており、今回2人という地域について

	では、以前のコーディネーターの段階から2人であった地域が継承されている実態がある。これまででも地域によって1人であったり、2人であったりと差が出ているので、今後、いろいろな学校の活動の中で説明も行っていくが、これまでの経緯を踏まえると問題になるようなことはないと考える。 問題にならないのであればよい。
委員 教育長	コーディネーターについては、委嘱までは行っていなかったものを、国からの通知に基づき、きちんと市教委で委嘱することで、より活動しやすいようにしていくというものである。報酬はどうなっていたか。
社会教育課長	非常勤の報酬として定めるものはないが、これまでと同様、謝金としての予算は確保させていただいている。
委員 社会教育課長	推進員の主な活動は、どういったものになるのか。
委員	活動としては、地域と学校を繋ぐということが大きなポイントなる。例えば、学校で歴史活動に取り組みたいといったときに地域のどういう人がお手伝いできるかといったコーディネーターの役割がある。また、学校も地域に出ていこうということが一つのカテゴリーとなっているので、地域の課題解決に向けて一緒に何ができるかといったことのコーディネートをしていただければありがたいと思っている。
社会教育課長	先ほどもご意見があったが、私も学校区による人数の差異については疑問に感じていたところである。委嘱し謝金を出す以上、原則1人という言葉の意味など、先々のこととも考えてもう少し検討が必要ではないか。確かに委嘱することで活動に対する興味や関心も高まり、よりよいものにはなっていくんだろうとは思うが、人数の差異については疑問を感じた。
委員 社会教育課長	推進員の人数については、例えば公民館運営審議会もそうであるが、地域によって人数バランスの差異がある。少人数の方が効率的であるとか、ある程度の人数は必要であるとか、地域での考え方の違いといったこともあると思われるが、今後、複数人にしたいといった希望が出てくれれば、予算上の制限はあるものの、追加で推進員を委嘱することも可能であるとは考えている。現場の実態としてどちらがよりよいのかといったことも含めて、今後精査し進めていきたい。
委員	報酬は月で決まっているのか、活動の回数に対して出されるものなのか。
教育長	月額、日額で固定されたものではなく、予算の範囲内での調整もあるが、活動1回に対してということが基本となっている。
社会教育課長	この推進員の仕事というのは推進員だけで取り組んでいるのではなく、地域の皆さんに声を掛けながら、公民館等とも連携を取りながら動いていて、実際の活動にはたくさんの人が関わっている。その中で中心となる人がコーディネーター役となっているのであって、だからこそ推進員の人数が原則1人となっているのではないか。委嘱するということはよいことであるが、必要があればどんどん増やしていくということについては、もう少し慎重に考えるべきではないかと思う。
	従来の学校支援地域本部のコーディネーターについては、報酬を払っているところ、ボランティアで取り組んでもらっているところ、自治体によって違いがあった。国からの通知に基づき、今回、委嘱によって推進員の活動を公的に位置付けていく。そうした中で自治体によって違いのあった報酬をどうするのかという問題もあるが、配慮していく方向に向かって進んでいるのは確かである。
	今まで2人のコーディネーターで上手くいっているところを、委嘱するからと急に1人に切り替えるというのも活動を阻害してしまう恐れもある。予算の範囲内で、原則の人数と大幅な違いのない範囲での調整は行いながらも、今までの活動を大きく阻害するようなことが起こるのであれば、そこは検討が必要と考えている。そうした状況の中での今回の提案である。
	先ほどの旗振り役は一人でよいのではないかというご意見はごもっともある。従来のコーディネーターからの流れを一部受け継いでいるため、推進員が複数人となっている学校区もある。
	市町村合併の際にも経験したことがあるが、旧自治体間での単位が揃っていないということも一つの課題となっている。例えば、小学校区の面積だけでも旧市、旧町で大きな違いがある。こうした状況から、地域によっては複数の推進員でなければ対応が難しいといった事情もあると考えられる。当然のことながら推進員を無尽蔵に増やすという考えは持っていないが、地域の実情も踏まえながら人数についての配慮も必要ではないかと思っている。

委員	提案として、学校からお願ひする際の窓口となる推進員について、学校区ごとに1人を決めておいてはどうか。今回の推進員全体の人数が多すぎるとは思わないが、一つの学校区に複数の推進員がいた場合であっても、窓口となる人が明確になっていれば学校側も推進員に問い合わせがしやすいのではないか。そして、窓口として学校からの連絡を受けた推進員が、同じ学校区の他の推進員と調整を図れば、学校も推進員も動きやすいのではないか。
社会教育課長	実際の運用においては、ただ今ご提案いただいたような方法がやりやすい形であると思う。委嘱については学校区単位となっているが、担当窓口といったことについては名簿等によって調整し、学校に負担の掛からない形で運用していきたい。
委員	委嘱については、今回これでスタートするということで私はよいと思う。各学校、各地域の実態はさまざまに異なるので、委嘱された推進員が活動される内容、動きというのはそれぞれの地域でやはり微妙に異なる部分もあるかと思う。一方で、推進員の皆さんも他の地域の状況を知りたいという気持ちもお持ちではないか。
社会教育課長	推進員の負担増になつてはならないが、例えば年に1回、連絡協議会のような形で、各学校、各地域の取り組みや課題について情報交換できる場があつてもよいのではないか。推進員は校長と連携を取り合っていくことになると思うが、校長は校長会といった場で情報交換ができるても、推進員は他の地域の状況を把握にくい面もあるのではないか。他の地域のよい取り組み例については、自分の地域にも取り入れるといったことも必要ではないか。これは今後の課題となるかと思うがどうか。
教育長	ご意見いただいた情報交換会などは、ぜひ取り組みたいと思っているところである。他の地域や団体のことによく知るというところから、いろいろな次の発展につながるのではないかと思っているので、情報共有できる場の開催、あるいは情報を取りまとめたものを提供するといったことで取り組んでいきたい。
	従来の学校支援地域本部というのは、取り組みができた地域とできない地域があり、未だに取り組めていない地域もある。高梁においては全地域、しかも公民館が事務局となっているという非常に特異な、しかしそくまとまつた、かなり進化したところまで来ているのであるが、地域の人がやめると言つてしまえばいつのまにか無くなってしまうような、非常に基盤の弱い、ボランティア精神で成り立っているといった地域学校協働活動の本質的な部分がある。
	今、地域の状況を踏まえながら運用をしたり、方向転換をしたりしている段階であり、苦心しながらの今回の提案である。先ほどのご意見等もしっかりとお聞きしながら、また、法律で設置の努力義務が課されているコミュニティスクールについても進めていく中で、よりよい方向へ向けての体制整備等に取り組んでいきたいと思っているところである。
	他に何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手) 議案第26号は、可決する。

5. その他

- (1) ユメセンの開催日程について（スポーツ振興課）
- (2) 吉備国際大学シャルムのホーム戦日程について（スポーツ振興課）
- (3) 人権教育連絡会について（社会教育課）
- (4) 学校・園計画訪問について（学校教育課）
- (5) 学校再編推進審議会答申について（教育総務課）

教育長	答申について、統合に対する反応がすでに出てきている地域もあるようである。統合を希望する学校のPTAから相手校のPTAへ要望が出されれば、準備会を設置する必要もあるかと思っている。そういったことがあれば、改めて報告や相談をさせていただく。
-----	--

- (6) 総合教育会議について（教育総務課）

6. 閉会 午後0時02分閉会

高梁市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年 5月 21日

署名委員 川上 はるみ江

署名委員 和久野 廉子

作成職員 村上 靖恵